

陸別町訓令第 2 1 号

陸別町における内部の職員等からの通報等への対応手続に関する規程をここに公布する。

令和 4 年 5 月 23 日

陸別町長 野 尻 秀 隆

陸別町における内部の職員等からの通報等への対応手続に関する規程

(目的)

第 1 条 本規程は、公益通報者保護法（平成 16 年法律 122 号。以下「法」という。）第 13 条第 2 項及び「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（内部の職員等からの通報）」（令和 4 年 6 月 1 日消費者庁）の趣旨を踏まえ、陸別町（以下「本町」という。）、本町職員等、委託先事業者及び委託先事業者の役職員等の法令違反行為等に関する本町職員等及び委託先事業者の役職員等からの通報等に対応する仕組みを整備し運用することにより、通報等をした者及び調査協力者（以下「通報等をした者等」という。）を保護するとともに、本町組織の自浄作用の向上に寄与することにより本町の法令遵守を図り、もって町民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 本規程において「本町職員等」とは、次の者をいう。

- (1) 本町の職にある者
- (2) 前号に規定する者であった者

2 本規程において「委託先事業者の役職員等」とは、次の者をいう。

- (1) 本町の事務又は事業を本町以外の者に委託し又は請け負わせている事業者及び地方自治法第 244 条の 2 第 3 項により公の施設の管理を同項に規定する指定管理者に行わせている事業者の役員及びその従業員
- (2) 前号に規定する者であった者

3 本規程において「法令違反行為等」とは、次のいずれかの行為をいう。

- (1) 本町及び本町職員等の職務の執行について、法令（法律、政令、省令、法律による命令並びに本町が定める条例、規則及び訓令等をいう。以下同じ。）に違反する行為及びその他不適正な行為
- (2) 委託先事業者及び委託先事業者の役職員等の職務の執行について、法令に違反する行為及びその他不適正な行為

4 本規程において「通報」とは、法令違反行為等が生じ、又はまさに生じようとしていると思料してその旨を知らせることをいい、「相談」とは、内部通報に先立ち又は関連して必要な助言を受けることをいい、通報又は相談を併せて「通報等」とい

う。

- 5 本規程において「内部通報」とは、法令違反行為等が生じ、又はまさに生じようとしていることを通報窓口又は職制上の上司に通報することをいう。
- 6 本規程において「通報窓口」とは、本町組織内に設置した利用対象者が通報等をするための窓口（以下「内部窓口」という。）及び本町組織外に設置した利用対象者が通報等をするための窓口（以下「外部窓口」という。）の総称をいう。
- 7 本規程において「利用対象者」とは、通報窓口を利用することができる者のことであり、本町職員等及び委託先事業者の役職員等をいう。
- 8 本規程において「対象事案」とは、通報窓口に対して内部通報された事案をいう。
- 9 本規程において「通報対応業務」とは、通報等を受け、対象事案を調査し並びに対象事案の是正措置等を検討及び実行する業務をいう。
- 10 本規程において「通報窓口担当者」とは、通報窓口において通報等を受け付ける者をいう。
- 11 本規程において「調査担当者」とは、対象事案の調査に関与する者をいう。
- 12 本規程において「通報等をした者を特定させる事項」とは、通報等をした者又は調査協力者が誰であるか認識することができる事項をいう。
- 13 本規程において「従事者」とは、通報窓口において受け付ける内部通報に関して通報対応業務を行う者のうち通報等をした者を特定させる事項を伝達される者をいう。
- 14 本規程において「調査協力者」とは、対象事案に関する調査に協力した者をいう。
- 15 本規程において「被通報者」とは、法令違反行為等を行った又は行っている或いは行おうとしているとして通報された者をいう。
- 16 本規程において「範囲外共有」とは、通報等をした者を特定させる事項を必要最小限度の範囲を超えて共有する行為をいう。
- 17 本規程において「通報等をした者等の探索」とは、通報等をした者等を特定しようとする行為をいう。
- 18 本規程において「処分等」とは、法令等に定める懲戒処分又は口頭での指導若しくは注意等の本町が行うことができる一切の措置をいう。
- 19 本規程において「不利益な取扱い」とは、通報等をしたこと又は対象事案に関する調査に協力したことを理由とする本町及び本町職員等又は委託先事業者及び委託先事業者の役職員等からの、懲戒処分その他の不利益な取扱いをいう。
- 20 本規程において「発生部署」とは、法令違反行為等が生じ、又はまさに生じようとしている部署をいう。
- 21 本規程において「是正措置等」とは、是正に必要な措置及び再発防止策を併せたものをいう。

（内部通報の体制整備）

第3条 本町は、本町職員等及び委託先事業者の役職員等からの通報等に対応する仕組みを整備し通報対応業務を統括する通報対応責任者を置くこととし、総務課長をもってこれに充てる。

2 通報対応責任者は、通報対応業務を適切に行うため、次に掲げる内部通報対応体制を整備し運用する。

- (1) 通報窓口を設置すること。
- (2) 対象事案が、町長その他本町幹部職員に関係する場合、これらの者からの独立性を確保する措置をとること。
- (3) 通報窓口において、通報により調査中の対象事案と同種案件であるもの、既に対象事案に関する調査若しくは是正措置等がとられ解決済みであるもの又は内部通報をした者と連絡が取れず事実確認が取れないもの等の正当な理由がある場合を除いて、必要な調査を実施すること。
- (4) 前号の調査の結果、対象事案について法令違反行為等が明らかになった場合は、是正措置等をとること。
- (5) 前号の是正措置等をとった後、当該是正措置等が適切に機能しているかを確認し、機能していない場合は改めて是正措置等をとること。
- (6) 通報対応業務において利益相反を排除すること。
- (7) 不利益な取扱いが行われることを防止すること。
- (8) 範囲外共有を防止すること。
- (9) 通報等をした者等の探索を行うことを防止すること。
- (10) 法及び本町内部通報対応体制について、本町職員等及び委託先事業者の役職員等に対して教育及び周知を行うこと。
- (11) 従事者に対し、通報等をした者を特定させる事項の取扱いについて特に十分な教育を行うこと。
- (12) 通報窓口を利用対象者から寄せられる内部通報及び相談に対応させること。
- (13) 通報窓口において文書による内部通報を受け付けた場合は、当該内部通報に係る法令違反行為等の中止その他是正に必要な措置をとったときはその旨を、当該内部通報に係る法令違反行為等がないときはその旨を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、当該内部通報をした者に対し速やかに通知すること。
- (14) 通報窓口寄せられた内部通報への対応に関する記録を作成し、適切な期間保管すること。
- (15) 内部通報対応体制の定期的な評価及び点検を実施し、必要に応じて内部通報対応体制の改善を行うこと。
- (16) 通報窓口寄せられた内部通報に関する運用実績の概要を、適切な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障のない範囲において利用対象者に開示すること。

3 通報対応責任者は、前項に規定する事務を総務課に行わせることができる。

(通報窓口)

第4条 本町において通報等を受け付けるため、次の通報窓口を設置し、次に掲げる者を通報窓口担当者として定め、通報等の受け付けを担当させ、通報対応責任者がこれを統括する。

(1) 内部窓口 総務課の担当者

(2) 外部窓口 町長が別に定める者

2 前項に定める通報窓口担当者であって通報等をした者を特定させる事項を伝達される者は、「従事者」として指定される。

3 第7条第3項に定める調査担当者であって通報等をした者を特定させる事項を伝達される者は、「従事者」として指定される。

4 第8条第4項に定める対象事案の是正措置等を検討又は実行する者であって通報等をした者を特定させる事項を伝達される者は「従事者」として指定される。

5 通報対応責任者は、前3項の規定により指定される従事者に対し、従事者の地位に就くことが当該者自身に明らかとなる方法により伝達する。

(通報窓口の利用方法)

第5条 利用対象者は、通報窓口に対し、次に定める事項を電話、電子メール、FAX、郵送又は面談の方法により知らせることで内部通報をすることができる。

(1) 法令違反行為等に関する事実の内容

(2) 法令違反行為等が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由

2 利用対象者は、匿名で通報窓口を利用することができる。

(情報を共有する者の範囲)

第6条 通報等をした者を特定させる事項は、通報対応責任者及び通報窓口担当者に限り共有するものとし、正当な理由がない限り当該範囲を超えて共有しない。

2 通報等をした者を特定させる事項以外の情報についても共有範囲については慎重に検討することとし、原則として通報対応責任者、通報窓口担当者、調査担当者及び対象事案の是正措置等を検討又は実行する者に限り共有し、不当な目的に利用してはならない。ただし、当該通報等をした者があらかじめ明示的に同意した場合又はその他正当な理由があると客観的に判断される場合は、この限りではない。

3 対象事案に関する調査により得られた情報のうち調査協力者を特定させる事項は、通報対応責任者及び調査担当者に限り共有する。ただし、当該調査協力者があらかじめ明示的に同意した場合又はその他正当な理由がある場合は、この限りではない。

4 調査協力者から得られた調査協力者を特定させる事項以外の情報は、通報対応責任者、通報窓口担当者、調査担当者及び対象事案の是正措置等を検討又は実行する者に限り共有する。ただし、調査協力者があらかじめ明示的に同意した場合又はその他正当な理由がある場合は、この限りではない。

5 本町は、前4項に違反した者に対して適切な処分等を課す。

(調査)

第7条 通報対応責任者は、通報の調査を統括し、通報により調査中の対象事案と同種案件であるもの、既に対象事案に関する調査若しくは是正措置等がとられ解決済みであるもの又は内部通報をした者と連絡が取れず事実確認が取れないもの等の正当な理由がある場合を除いて、直ちに必要な調査を実施する。

2 通報対応責任者は、町長その他本町幹部職員が関与する法令等違反が明らかにな

った場合は、調査に関する独立性を確保するため、外部弁護士等のモニタリングを受けながら調査する。

- 3 通報対応責任者は、対象事案について当該通報窓口担当者又は発生部署で法令等遵守について担当する者（以下「法令等遵守担当者」という。）を調査担当者として定め、調査を担当させる。

（是正措置等）

第8条 調査担当者は、調査の結果法令違反行為等が明らかとなった場合は、その旨を通報対応責任者に報告する。

- 2 通報対応責任者は、対象事案の是正措置等の検討及び実行を統括し、前項による報告を受けたときは、速やかに自ら又は第三者をして是正措置等の検討及び実行をする。
- 3 通報対応責任者は、当該通報窓口担当者又は発生部署の法令等遵守担当者を対象事案の是正措置等を検討又は実行する者として定め、是正措置等の検討又は実行を担当させることができる。
- 4 通報対応責任者は、町長その他本町幹部職員が関与する法令等違反が明らかになった場合は、是正措置の検討及び実行に関する独立性を確保するため、外部弁護士等のモニタリングを受けながら是正措置を検討及び実行する。
- 5 通報対応責任者は、法令違反行為等の是正措置等が適切に機能しているかを検証し、適切に機能していないことが判明した場合は追加の是正措置等を講ずる。

（処分等）

第9条 第7条による調査の結果、法令違反行為等が明らかになった場合には、本町は、当該法令違反行為等に関与した者に対して適切な処分等を課す。

（記録）

第10条 通報対応責任者は、通報窓口に寄せられた内部通報への対応に関する記録を作成し、少なくとも対応終了後10年間保管する。

（協力義務）

第11条 本町職員等及び委託先事業者の役職員等は、通報対応責任者が行う調査に協力しなければならない。

- 2 本町職員等及び委託先事業者の役職員等は、調査を受ける場合には、これに誠実に応じなければならない。虚偽を述べてはならない。
- 3 本町は、前2項に違反した本町職員等及び委託先事業者の役職員等に対して適切な処分等を課すことができる。

（通報等をした者等の保護）

第12条 本町及び本町職員等又は委託先事業者及び委託先事業者の役職員等は、通報等をした者に対して、通報等をしたことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。

- 2 本町及び本町職員等又は委託先事業者及び委託先事業者の役職員等は、調査協力者に対して、対象事案に関する調査に協力したことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。

3 本町は、前2項に違反した者に対して適切な処分等を課す。

4 第1項又は第2項に定める不利益な取扱いが行われた場合には、本町は、当該不利益な取扱いを受けた者に対して適切な救済及び回復のための措置を講ずる。

(通報等をした者等の探索の禁止)

第13条 本町職員等及び委託先事業者の役職員等は、通報等をした者等の探索をしてはならない。

2 本町は、前項に違反した者に対して適切な処分等を課す。

(秘密保持)

第14条 本町職員等及び委託先事業者の役職員等は、本規程に定める場合のほか、法令に基づく場合等の正当な理由がない限り対象事案に関する情報を開示してはならず、当該情報について秘密を保持しなければならない。

2 本町職員等及び委託先事業者の役職員等は、本規程に定める場合のほか、法令に基づく場合等の正当な理由がない限り対象事案に関する情報を目的外に使用してはならない。

3 前2項に違反する行為が行われた場合には、本町は、当該者に対して適切な処分等を課す。

(利益相反の排除)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合は、対象事案の通報窓口担当者、調査担当者又は是正措置等の検討若しくは実行に関与する者となることができない。

(1) 法令違反行為等の発覚又は調査の結果により実質的に不利益を受ける者

(2) 内部通報をした者又は被通報者と親族関係にある者

(3) 公正な対象事案に関する調査又は法令違反行為等の是正措置等の検討若しくは実施を阻害しうる者

2 通報窓口担当者は、自らが前項各号のいずれかに該当する内部通報を受け付けた場合は、他の通報窓口担当者に引き継ぐ。

3 調査担当者又は是正措置等の検討若しくは実行に関与する者は、それぞれ業務に着手する時点で第1項各号のいずれにも該当しないことを確認し、そのいずれかに該当する場合は通報対応責任者に報告する。

4 前項の報告を受けた通報対応責任者は、前項の報告をした者を対象事案に関与させてはならない。

5 本町は、第1項各号のいずれかに該当することを報告することなく通報対応業務に関与した者に対し、処分等を課す。

(通知等)

第16条 通報窓口担当者は、内部通報をした者の連絡先の分からない場合を除いて、当該者に対して当該内部通報を受け付けた旨を当該内部通報の日から20日以内に通知しなければならない。

2 通報窓口担当者は、内部通報をした者の連絡先の分からない場合を除いて、当該者に対して対象事案に関する調査の結果及び是正措置等について、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲に

において速やかに通知しなければならない。

3 通報窓口担当者は、内部通報をした者の連絡先の分からない場合を除いて、対象事案に関する調査開始後更正措置完了までの間、必要に応じて第12条第1項に規定する不利益な取扱いを受けていないか確認しなければならない。

4 調査担当者は、調査協力者に対して、対象事案に関する調査開始後更正措置完了までの間、必要に応じて第12条第2項により禁止される不利益な取扱いを受けていないか確認をする。

(職制上の上司への通報)

第17条 本町職員等及び委託先事業者の役職員等は、職制上の上司に対して内部通報をすることができる。

2 前項の内部通報を受けた者は、事案の内容等に応じて自ら事実確認を行い是正する、通報窓口担当者に法令違反行為等が生じ、又はまさに生じようとしている旨を伝える、自らの所属所長等に対して当該内部通報に係る事実を伝える、内部通報をした者の秘密に配慮しつつ調査を担当する部署等に情報共有する等の方法により、調査や是正に必要な措置を速やかに実施するなど、必要な措置を講ずる。

3 職制上の上司への通報についても、内部通報として次のとおり保護する。

(1) 本町及び本町職員等又は委託先事業者及び委託先事業者の役職員等は、職制上の上司に対し内部通報をした者に対して、内部通報をしたことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。

(2) 本町職員等及び委託先事業者の役職員等は、職制上の上司へ内部通報をした者を特定させる事項を範囲外共有してはならない。

(3) 本町職員等及び委託先事業者の役職員等は、職制上の上司へ内部通報をした者を特定しようとしてはならない。

4 本町は、前項に違反する行為が行われた場合は、当該違反者に対して適切な処分等を課す。

(法第3条第2号又は第3号に規定する通報を行った者の保護等)

第18条 本町及び本町職員等又は委託先事業者及び委託先事業者の役職員等は、法第3条第2号又は第3号に定める保護要件を満たす公益通報をした者に対して、当該通報をしたことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。

2 本町職員等及び委託先事業者の役職員等は、前項に定める公益通報をした者を特定させる事項を範囲外共有してはならない。

3 本町職員等及び委託先事業者の役職員等は、第1項に定める公益通報をした者を特定しようとしてはならない。

4 本町は、前3項に違反する行為が行われた場合は、当該違反者に対して適切な処分等を課す。

(不正の目的による通報等の禁止)

第19条 本町職員等及び委託先事業者の役職員等は、虚偽の通報等及び他人を誹謗中傷する目的の通報等その他の不正の目的の通報等をしてはならない。

2 本町は、前項に違反している可能性が高いと認められる場合には、前項の違反の

有無を調査した上で、当該違反者に対して適切な処分等を課すことができる。

(留意事項)

第 20 条 通報等をした者は、通報等をした情報が拡散することにより自らが不利益な取扱いを受ける可能性が高いことに鑑み、当該情報の管理に留意する。

2 調査協力者は、調査に関する情報が拡散することにより自ら及び通報等をした者が不利益な取扱いを受ける可能性が高いことに鑑み、当該情報の管理に留意する。

(リニエンシー)

第 21 条 本町は、法令違反行為等に関与した本町職員等及び委託先事業者の役職員等が自主的に内部通報した場合又は調査に協力した場合は、処分等を減免することができる。

(通報に対する評価)

第 22 条 本町は、重大な法令違反行為等の発見又は是正に寄与した通報等をした者等に対して、積極的な評価を行う。

(教育及び周知)

第 23 条 通報対応責任者は、個人情報等の保護に配慮した上で、通報窓口の運用実績について本町職員等及び委託先事業者の役職員等に対して周知する。

2 通報対応責任者は、町長その他本町幹部職員を含む全ての本町職員等及び委託先事業者の役職員等に対して、定期的に法令及び本町内部通報対応体制に関する教育及び周知を行う。

3 通報対応責任者は、通報窓口担当者及び調査担当者並びにそれらの担当者となる可能性の高い本町職員等、及び委託先事業者の役職員等に対して、本規程の適切な運用を確保するため、定期的に教育及び研修を行うこととし、通報等をした者を特定させる事項の取扱いについて特に十分な教育を行う。

(本規程に基づく体制の整備及び運用並びに改善等)

第 24 条 通報対応責任者は、利用対象者の利便性を高めるため、利用対象者の意見を聴取した上で本規程に基づく体制の整備及び運用並びにその改善に努める。

2 通報対応責任者は、町長に対して、本規程に基づく体制の整備及び運用状況等について定期的に報告する。

3 通報対応責任者は、本規程に基づく体制の整備及び運用状況等について、定期的に客観的かつ公正な方法による評価及び点検等を行い、必要に応じて改善策を講ずる。

4 通報対応責任者は、通報窓口に寄せられた内部通報に関する運用実績の概要を、適切な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障のない範囲において、各年度の終了後速やかに公表する。

(所管)

第 25 条 本規程の所管は、総務課とする。

附 則

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。